

株式会社静岡銀行が実施する 静岡資材株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社静岡銀行が実施する静岡資材株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2024年9月30日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

静岡資材株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社静岡銀行

評価者：一般財団法人静岡経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable

PIF for SMEs

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、静岡銀行が静岡資材株式会社（「静岡資材」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、静岡経済研究所による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。静岡銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し静岡経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、静岡銀行及び静岡経済研究所にそれを提示している。なお、静岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC の定義に拠っている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されてい



- る。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

静岡銀行及び静岡経済研究所は、本ファイナンスを通じ、静岡資材の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、静岡資材がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

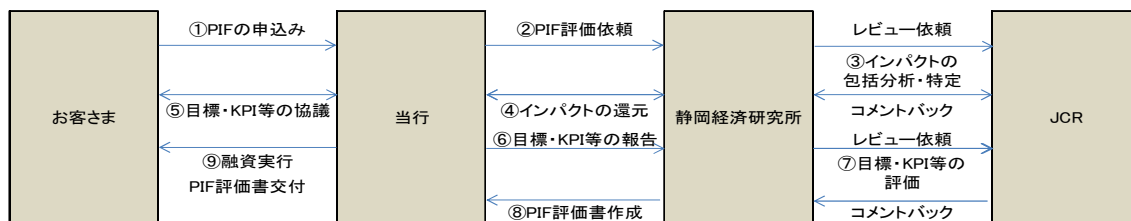
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、静岡銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 静岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出所：静岡銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、静岡銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、静岡銀行からの委託を受けて、静岡経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て静岡経済研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、静岡経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら

ら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である静岡資材から貸付人である静岡銀行及び評価者である静岡経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

間場 紗壽

間場 紗壽



JCR Sustainable

PIF for SMEs

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確に信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)



JCR Sustainable

PIF for SMEs

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：静岡資材株式会社

2024年9月30日

一般財団法人 静岡経済研究所

目次

＜要約＞	3
企業概要	4
事業概要	6
1-1 事業概況	6
1-2 経営方針	7
1-3 業界動向	8
1-4 地域課題との関連性	9
1. サステナビリティ活動	10
2-1 環境面での活動	10
2-2 社会面での活動	13
2-3 社会・経済面での活動	17
2-4 経済面での活動	18
2. 包括的分析	19
3-1 UNEP FI のコーポレートインパクト分析ツールを用いた分析	19
3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定	19
3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性-	20
3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法	20
3. KPI の設定	21
4-1 環境面	21
4-2 社会面	23
4-3 経済面	26
4. 地域経済に与える波及効果の測定	27
5. マネジメント体制	27
6. モニタリングの頻度と方法	27

静岡経済研究所は、静岡銀行が、静岡資材株式会社（以下、静岡資材）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、静岡資材の企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

<要約>

静岡資材は、1953 年の創業以来、企業の事業活動や住民の生活に欠かせないエネルギーを地域に供給してきた。現在の売上高割合は石油部門が 5 割弱、サービスステーション（以下、SS）部門が 3 割弱、ガス部門が 2 割強で、残りはその他の事業で構成され、静岡県東部から西部を営業エリアとしている。

同社の事業活動は、環境面においては、事業者や一般家庭へ太陽光発電システムや省エネ設備を普及させるとともに、自社においても事業所への太陽光パネル設置や営業車両の低燃費車等への切り替えが気候変動対策に寄与するほか、徹底した商品管理及び保守点検や廃棄物の適正処分が環境への負担を軽減するものである。社会面においては、日々の徹底した保安活動や災害時に迅速な対応を可能とする BCP の策定が地域住民と従業員の安全を確保し、手厚い教育体制や資格取得支援により人材育成を推進する。また、多様な人材の活躍や働きやすい職場環境の整備、充実した福利厚生制度等が、従業員のモチベーションを向上させる。社会・経済面においては、エネルギーインフラの維持が地域の事業者や住民の生活を支えている。経済面においては、時代の変化に適応する事業展開で自社の持続性を高めている。

静岡資材のサステナビリティ活動を分析した結果、ポジティブ面では「自然災害」、「エネルギー」、「教育」、「移動手段」、「雇用」、「賃金」、「セクターの多様性」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」、「気候の安定性」、「大気」が、ネガティブ面では「自然災害」、「健康および安全性」、「社会的保護」、「年齢差別」、「その他の社会的弱者」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「資源強度」、「廃棄物」がインパクトエリア/トピックとして特定され、そのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、静岡資材の経営の持続性を高める 6 つの活動について、KPI が設定された。

今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	200,000,000 円
資金用途	設備資金
モニタリング期間	7 年 0 カ月

企業概要

企業名	静岡資材株式会社
本社所在地	静岡県静岡市葵区南安倍 1 - 8 - 14
従業員数	113 名（パートアルバイト含む）
資本金	9,200 万円
業種	石油製品販売業、液化石油ガス販売業 等
事業内容	石油製品販売（燃料油・潤滑油他） 液化石油ガス販売 住宅設備機器販売 太陽光発電事業 損害保険・生命保険代理店 エネワンでんき代理店 ウォーターワン代理店 不動産事業、レンタルボックス、コインランドリー 他
関連会社	株式会社 ENEMIX 有限会社清港管理設備センター
主要仕入先	ENEOS ホールディングス 地域商社 等

沿革	1953年	茶業資材販売会社を設立 静岡市に本店、掛川市に出張所を開設
	1955年	富士市に出張所を開設
	1959年	亜細亜石油株式会社 ^{※2} と特約契約を締結 石油製品の販売を開始
	1960年	静岡資材株式会社に社名変更
	1962年	藤枝志太給油所開設（現在の藤枝志太 SS） 自動車用燃料の販売を開始
	1966年	ゼネラル石油株式会社 ^{※3} と特約契約を締結
	1970年	社章を全国公募し、制定
	1972年	掛川 LPG 充填工場・オートガス充填所を開所
	1979年	静岡市南安倍に現在の本社社屋を建設
	1984年	掛川貯油所を新設（地下タンク 500kℓ） 掛川市の拠点を現在の掛川販売支店へ移転
	1990年	富士市の拠点を現在の富士販売支店へ移転
	1995年	グリーンアヴェニュー袋井 SS を新設
	1998年	岡部 LPG 充填所を開設
	2000年	グリーンアヴェニュー袋井 SS をセルフ SS へ改装
	2007年	藤枝市の拠点を現在の藤枝販売支店へ新築移転 藤枝志太 SS をセルフ SS へ改装
	2012年	丸五瓦斯株式会社と経営統合 掛川上張 SS をセルフ SS へ改装
	2014年	ウォーターワン販売取次店契約を締結
	2016年	エネワンでんき代理店契約を締結
	2020年	環境改善事業を開始
	2021年	株式会社 ENEMIX（以下、ENEMIX）を設立
2024年	有限会社清港管理設備センターをグループ会社化	

※2 旧コスモ石油と合併、現在のコスモエネルギー HD

（2024年9月30日現在）

※3 旧東燃株式会社と合併、現在の ENEOS HD

事業概要

1-1 事業概況

静岡資材は1953年の創業以来、企業の事業活動や住民の生活に欠かせないエネルギーを地域に供給してきた燃料販売事業者である。創業時は、地場産業である茶業向けに木炭や石炭、コークスといった茶用燃料を供給し、機械技術が発達する中で燃料が重油やガス等に転換すると、石油製品の取扱いを開始した。それに伴い、茶業だけでなく幅広い産業へ取引を拡大、1960年に社名を現在の静岡資材へと変更した。その後、モータリゼーションが起きると、自動車用燃料の需要が急増、同社は石油元売り会社との特約店契約の締結や自動車用燃料の販売及び給油所を設置することで、地域住民への安定供給を実現した。近年は、これまで築いてきた顧客基盤や燃料の供給体制を生かし、様々なサービスを展開するとともに、太陽光発電システムの普及に貢献し、再生可能エネルギーの利用拡大にも取り組む。

同社の売上高は、石油部門が5割弱、SS部門が3割弱、ガス部門が2割強で、残りはその他の事業で構成される。営業エリアは静岡県東部から西部にわたり、石油部門とガス部門では、東部に富士販売支店を、中部に本社及び藤枝販売支店を、西部に掛川販売支店を構えている。SS部門では、藤枝市と掛川市、袋井市で1店舗ずつセルフ式ガソリンスタンドを運営するほか、幹線道路沿いの保有地を活用してコインランドリーやレンタルボックスを展開する。

<静岡資材の拠点一覧>

地域・地名		石油部門	ガス部門	SS部門	その他
東部	富士市	中里	富士販売支店 柏原基地	富士販売支店	
		松岡			ヘリテージ松岡（不動産）
中部	静岡市	葵区		本店営業部	
	藤枝市	志太	藤枝販売支店	藤枝販売支店 藤枝オートガススタンド	藤枝志太 SS
		岡部町		岡部配送センター 岡部保安センター	
		藤岡			ガーデン藤岡（不動産）
西部	掛川市	下垂木	掛川販売支店 掛川基地	掛川販売支店 掛川オートガススタンド	
		上張			掛川上張 SS
		下俣南			掛川下俣南店 （ランドリー、レンタルボックス）
	袋井市	山科		中遠販売営業所	グリーンアヴェニュー袋井 SS 袋井インター店（ランドリー）

1-2 経営方針

静岡資材は、社是に、「活力」、「執念」、「学習」、「情報」、「幸福」を掲げる。この社是を実践しながら、高度成長期やモータリゼーション、石油危機といったそれぞれの時代の変化に対応し、70年以上にわたりエネルギーを供給し続け、地域に貢献してきた。その結果、静岡県において「資材さん」という愛称で親しまれる企業となっている。

< 社 是 >

活力 人・物・金 いきいきと
執念 成し遂げる
学習 教育と自学をすすめる
情報 集め使いこなす 先取セールス
幸福 夢を追う 適材適所 適切な評価と報償

経営理念で、会社として常に改善を進めていくことや、全従業員が自己啓発に努めて成長することを求め、顧客と会社、従業員全員が幸福を追求できるよう事業に取り組んでいる。これまで通り社会と顧客のニーズをしっかりと見定めて、100年企業を目指し、新たな事業へも乗り出している。

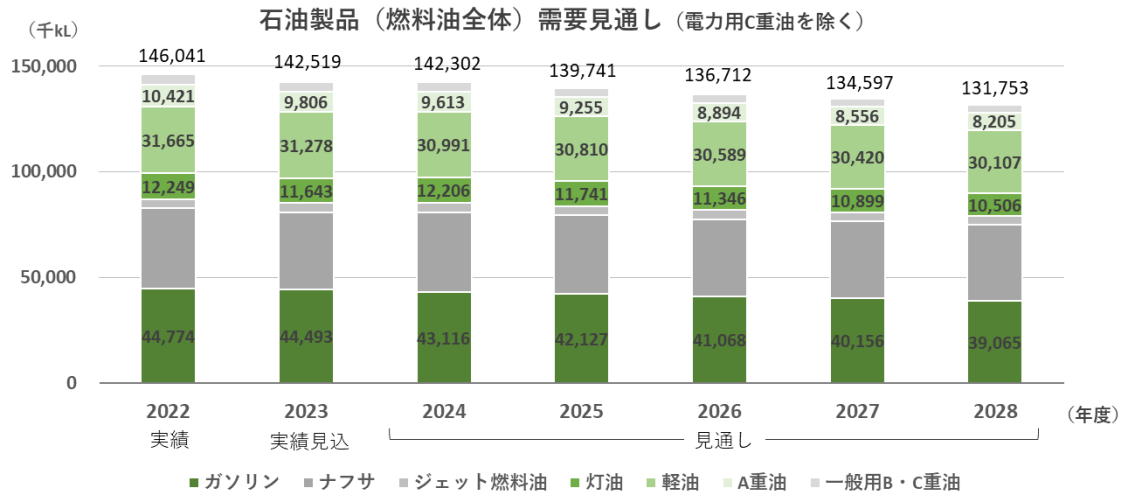
< 経 営 理 念 >

静岡資材は社会とお客様ニーズに応え、常に改善を進め、従業員は自己啓発に努めることで成長し、お客様、全従業員の幸福を追求する。

1-3 業界動向

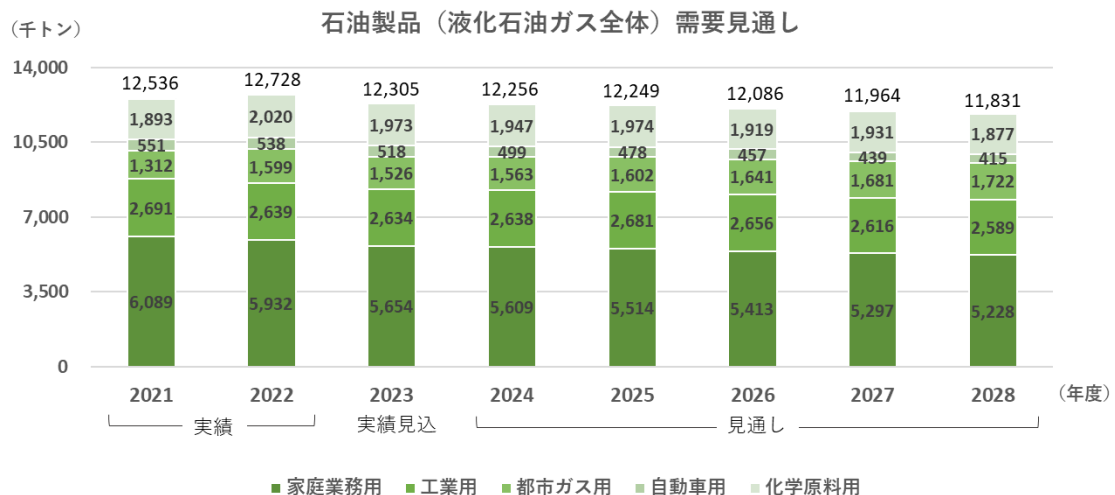
【石油製品の需要見通し】

静岡資材では、様々な石油製品を販売し、地域へエネルギーを供給している。経済産業省の石油製品の需要見通しによると、燃料油は総じて減少している。特に、同社が取り扱う商材において、2028年度の需要見通しは、ガソリンが2023年度実績見込比12.2%減、灯油が同9.8%減、軽油が同3.7%減、A重油が同16.3%減と大幅な落ち込みが予想されている。ガソリンでは、ハイブリッド車や電気自動車等の次世代自動車の増加が、A重油では、鉱工業全体の燃料転換の進展や、農林水産業への就業者減少が要因となり、需要が減少するとしている。



資料：経済産業省「2024～2028年度石油製品需要見通し」

同様に、液化石油ガスも全体では減少する見通しである。2028年度の需要見通しは、家庭業務用が2023年度実績見込比7.5%減、工業用が同1.7%減、自動車用が同19.9%減、化学原料用が同4.9%減となっている。一方で、都市ガス用の需要は伸長しており、同12.8%増となる見通し。これは、液化石油ガスが都市ガス用途に、液化天然ガスの増熱用需要として用いられるためである。液化天然ガスは今後、輸入量が増加すると予想され、液化石油ガスにおいても需要が増加していく見込み。



資料：同上

1-4 地域課題との関連性

【ふじのくにエネルギー総合戦略】

静岡県では、国が「カーボンニュートラル宣言」を表明したことや、2030年度の温室効果ガスを2013年度から46%削減する方針を示した動きに歩調を合わせ、2022年度から2030年度までの9年間を計画期間とする「ふじのくにエネルギー総合戦略」を策定した。

本計画では、目指す姿に、2050年カーボンニュートラル社会の実現と、本県での「経済と環境の好循環」の形成を掲げ、地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストとするのではなく、新たなチャンスとして捉え、エネルギー産業を通じて静岡県の経済発展に繋げていくものとしている。実現にあたっては、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの地産地消を推進し、災害に強い小規模分散型の供給体制とすることを目指しているほか、省エネルギーへの取組みやライフスタイルの変革等、静岡県民が総がかりで推進していくことを求めている。

同社では、＜戦略1＞再生可能エネルギー等の最大限の導入促進において、静岡県が取り組む太陽光発電設備の共同購入事業の販売施工業者に選定されており、普及拡大に貢献しているほか、太陽光発電設備と併せた蓄電池や家庭用燃料電池の導入促進を図っており、災害時のレジリエンス強化にも寄与している。このほか、＜戦略2＞脱炭素化に合わせた産業の振興においては、今後、次世代自動車の運転環境を整えるEV充電器や水素ステーションの設置等を担うことも検討しており、脱炭素化後のインフラ等の環境整備でも重要な役割を果たすことが期待される。

目指す姿

2050年カーボンニュートラル社会の実現
本県での「経済と環境の好循環」の形成

目指す姿の具体的なイメージ

カーボンニュートラルの実現により、環境と経済が両立した社会に

(カーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス排出量削減率：2013年比)

現状 (2018年度) $\Delta 13\%$ (2030年度) $\Delta 46.6\%$ (2050年度)
カーボンニュートラルの実現

目指す姿の実現に向けた戦略

- ＜戦略1＞ 再生可能エネルギー等の最大限の導入促進
- ＜戦略2＞ 脱炭素化に合わせた産業の振興
- ＜戦略3＞ 二酸化炭素の吸収源対策
- ＜戦略4＞ 徹底した省エネルギーの推進

資料：静岡県「ふじのくにエネルギー総合戦略」

1. サステナビリティ活動

2-1 環境面での活動

(1) 太陽光発電システム及び省エネ設備の普及拡大

静岡資材は、2020年に環境改善事業を立ち上げるとともに、2021年に太陽光発電事業を行う子会社 ENEMIX を設立し連携しながら、太陽光発電による再生可能エネルギーの創出に取り組む。

静岡資材では、これまでに静岡県や千葉県、岡山県、秋田県の県内外合わせて10ヶ所に太陽光発電所を設置し、年間発電量は合計900MWh相当となっている。各所で、年間80～100MWhほど発電するが、それぞれ地域の電力会社に全量売電し、再生可能エネルギーを必要とする地域企業に提供する。環境問題に取り組む事業者向けにも、企画提案から住民への説明、設備の設置工事、運営・メンテナンス、稼働状況のモニタリングまで行うトータルサポートを実施し、用地取得においても、周辺環境への問題がないことを確認した上で、太陽光発電所の導入を支援する。事業者の負担を最小限に抑えたことで、より多くの企業が太陽光発電に取り組むことができ、これまでにENEMIXで7先の導入実績を積み上げた。

発電所名	設置年	所在地	年間想定発電量
大作発電所	2019年	千葉県茂原市	約82MWh
御蔵芝発電所	2020年	千葉県茂原市	約79MWh
野村発電所	2020年	岡山県津山市	約94MWh
百々発電所	2020年	岡山県津山市	約97MWh
五城目発電所	2020年	秋田県五城目町	約82MWh
横手発電所	2021年	秋田県横手市	約87MWh
大塚発電所	2020年	静岡県沼津市	約98MWh
荻原第一発電所	2020年	静岡県御殿場市	約102MWh
荻原第二発電所	2020年	静岡県御殿場市	約100MWh
新橋発電所	2021年	静岡県御殿場市	約98MWh



岡山県津山市の野村発電所の太陽光パネル

資料：同社提供資料

他方、取引先や一般家庭への太陽光発電設備普及にも注力する。静岡県は 2023 年度から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入事業「みんなのおうちに太陽光」を実施しているが、その販売施工業者に選定されており、静岡県内での太陽光発電の普及拡大に寄与するほか、PPA（電力販売契約）モデルの太陽光発電システム導入サービス「SOLAENE」（ソラエネ）も展開する。このサービスは、契約者の自宅や事業所の屋根に同社が太陽光パネルを無償で設置し、発電した電力のうち契約者が使用した分を SOLAENE サービス利用料として割安で販売する仕組みである。約 10～15 年の契約期間後は、同社が太陽光発電システム一式を点検し、契約者に譲渡する。そのため、契約者にとっては負担の大きい初期費用をかけずに導入でき、契約期間後も引き続き太陽光発電システムを利用できる等、メリットが多い。新規事業であるため、利用者は現在 60 先ほどだが、今後、同社が展開するその他のサービスと組み合わせ、普及させる方針である。

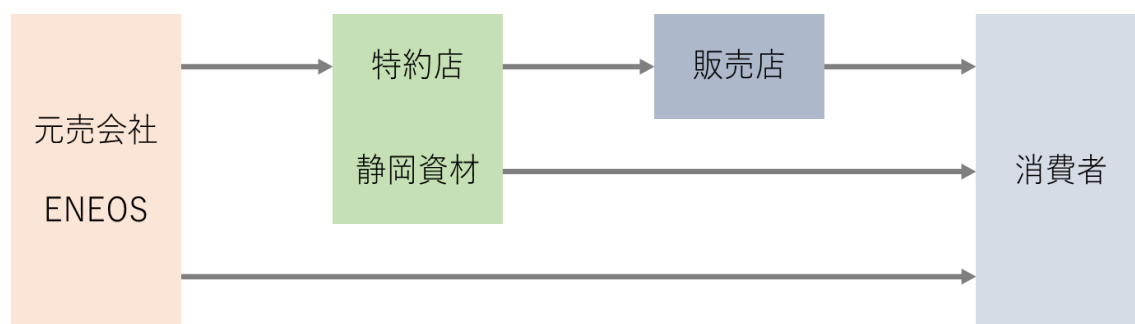
このほか、省エネ設備の普及拡大で、効率的なエネルギー使用の実現にも寄与する。LP ガスの供給先には、高効率な給湯器「エコジョーズ」や、発電時の発熱で湯を沸かすガスコージェネレーションシステムを提案するほか、太陽光発電システムの導入検討者には、AI 機能を搭載した蓄電池との同時導入による発電ロスの抑制や、電気自動車を蓄電池として活用した V2H（Vehicle to Home）を案内する等、利用者が省エネ設備を選べる機会を創出し、環境への負荷を低減している。

（2）自社の事業活動における環境負荷の低減

同社は、自社の事業活動においても環境への配慮を欠かさない。構造上の設置可能な全ての事業所屋根で太陽光パネル設置している。現在は FIT（固定価格買取）制度を利用して売電する設備もあるが、期間満了になり次第、自家消費に切り替えていく。切替完了後は、設置事業所の利用電力量の 4 割相当を自社で創出する再生可能エネルギーで賄える予定で、不足する電力についても再生可能エネルギー由来のものへと切り替えていく方針である。

また、営業車両については、2030 年までにハイブリッド車もしくは電気自動車に切り替えていく方針で、燃費向上や電動化によってガソリンの使用量を削減する予定である。このほか、ポンペ配送では、通信機能を持つスマートメーターを設置、ガス残量を正確に把握した上で効率的なルートを設定し、配送頻度を減らすことでガソリンの消費を抑制している。今後は、GHG 排出量の可視化を行い、削減計画を策定して GHG 排出量削減に取り組んでいく。

また、揮発油等の品質の確保等に関する法律を遵守し、定められた規格に適合する燃料のみ販売する。石油元売り大手の ENEOS の特約店である同社は、流通経路が明確な商品のみを取り扱い、品質管理を徹底することで燃料使用時の大気汚染を防ぐ。なお、この保守点検は、混入を防止するだけでなく漏油を発生させないことで、近隣への環境被害も発生させないものである。



資料：ENEOS グループ HP「石油便覧 第3章 石油製品の流通」をもとに、当所にて作成

同社が排出する廃棄物は、ガスの使用期限が切れたポンペや耐用年数に到達した老朽設備等である。これらはマニフェスト処理を実施しており、産業廃棄物処理業者に現場で引き渡した上で委託、適正に処分されている。

2-2 社会面での活動

(1) 地域住民と従業員の安全確保

引火性や可燃性の燃料を取り扱う静岡資材は、徹底した保安体制を構築して、安全性の確保に努める。LPガスでは、配送の度にポンベの状態を目視で確認するだけでなく、ガス漏れの発生を検知する超音波式や膜式のカスメーターを設置して24時間体制で監視している。異常を検知した場合には、供給が即時遮断されるとともに、同社の岡部保安センターにアラートが通知されるため、現場に急行できる体制となっている。加えて、埋設管やポンベ、バルブ栓等の付属品といった設備及び器具の使用期間をシステムで管理し、定期交換の漏れを無くすことで老朽化によるガス漏れ発生を予防する。SSでは、タンク内の残量を日に3回チェックし、在庫確認を徹底、漏油等の異常を見逃さない管理体制としている。こうした活動によって、同社では、周辺に被害が及ぶ事故を発生させたことはない。

また、岡部保安センターは、カスメーター等のアラートを集中管理するほかに、保安に関する最新の情報を社内全体に共有する役割も担う。毎月、保安センターの従業員が各拠点に出向き、厳格化する法令への対応事項や規制内容の解説等について勉強会を開催することで、全社的に保安に対する意識を向上させている。

配送担当者においては、年に1回、交通安全意識や運転技術、ポンベの取扱い方法を担当者全員で競う「配送コンテスト」を開催する。コロナ禍の影響で一時的に休止していたが、2024年度から再開する予定で、今後は一部配送を委託する事業者も含めて実施する方針である。加えて、就業時間についても柔軟に対応することで配送業務の安全性を高める。具体的には、事前に申告した上で、交通量の少ない早朝から勤務し、視認性が悪くなる日の入り時刻前には業務を終えることで安全な運搬作業ができる。そのため、同社では配送時の労働災害はほぼ発生していない。一方、年1~2件ほど、不注意による軽度の打撲等が発生しており、今後は一層の注意喚起を行うことで防止に努めていく。



資料：同社提供資料

エネルギーインフラを担う同社は、災害発生時にはいち早い復旧が、事故発生時には迅速かつ適切な対処が求められる。そこで、BCPを策定し、災害や事故レベルに応じて緊急時の体制を構築することや、従業員それぞれの役割を明確化しているほか、設備の異常確認や稼働停止といった適切な初動の措置方法まで記載する。このほか、情報共有方法や連絡フロー、一時避難場所を示して従業員の安全を確認し、状況に応じた人員配置を可能としている。

(2) 人材育成

事業内容が多岐にわたる同社では、新入社員への教育を丁寧に行う。全ての部署をジョブローテーションさせ、OJTによる手厚い教育を行うとともに、資格取得のロードマップを作成することで幅広い知識を身に付けさせるほか、外部セミナーを活用して社会人基礎力も磨く。中間層や管理職においても、外部セミナーでマネジメントや指導育成に関する能力向上の機会を提供しており、組織全体を活性化させている。

また、同社は業務を行う上で必要な資格が数多くある。例えば、LPガスでは、販売関係の資格として第二種販売主任者が、設置工事の資格として液化石油ガス整備士が、点検・調査業務の資格として保安業務員等が、SSでは、危険物取扱者や自動車整備士が求められ、太陽光発電設備の設置工事では、第二種電気工事士の資格が必要となる。自社事業に関わるこれらの資格は、従業員自身が携わる業務内容に関わらず一通り取得することを推奨しており、年間計画を作成するほか、テキスト代や受験料、交通費等を会社負担とし、平日の試験を業務の一環とすることで従業員の積極的な資格取得を促している。実技の試験を行う資格では現場で先輩社員が教育を実施することで技術力を高める。なお、会社が推奨する資格以外でも、業務に役立つ資格であれば、同様の補助を実施する。

(3) 多様な人材の活躍

同社では、多様な人材の活躍にも取り組んでおり、特に障がい者雇用では、フルタイム勤務者が2名、短時間勤務者が10名在籍し、法定雇用率を上回る。セルフ式のSSにおいて、給油許可を行う監視業務を中心に配置しており、ノズルが給油口へ確実に入れられているかや、タバコ等の火気が近くにないか、無断での携行缶等への燃料投入がないか等を監視する。また、他の従業員と同様の就業環境で働き、サービスルームに訪れる顧客への一次対応を行うこともある。勤務時間は人手の少ない夜間を避け、日中のみとするほか、半日勤務や、場合によっては2時間勤務にも柔軟に対応してきたことで、勤続年数が長い従業員が多い。

また、高齢者の継続雇用にも取り組み、定年を60歳としているものの65歳までは嘱託社員として、65歳以降についてもアルバイトとして雇用を継続している。ただし、安全管理上、注意力が必要となる業務が多いことや、ボンベ運搬時には肉体的な負担があるため、現状、雇用は70歳までに制限している。

このほか、異業種からの転職者でも活躍できる場を提供し、地元人材や U ターン、I ターン人材の中途採用にも積極的に取り組む。今後は新卒採用にも注力する方針を示しており、地域に住む多様な人材の活躍を推進している。

（４）働きやすい職場の整備

同社はワークライフバランスを実現するため、従業員が働きやすい職場の整備に注力する。就業規則上の始業時刻は 8 時半だが、事前申告により、従業員それぞれの業務の繁忙や家庭事情に応じた柔軟な勤務を可能としている。例えば、石油製品販売担当者は、季節で変化する燃料需要に合わせた就業時間で勤務するほか、ボンベ配送担当者は、冬期に始業時刻を前倒して勤務時間が日の入り時刻にかからないように働いている。

休暇の取得も推進しており、2023 年の正社員の有給休暇取得率の平均は 72.7%と高水準で、半日休暇を取得する従業員も多く、社内全体では取得しやすい環境が醸成されている。ただし、一部では、取得が進んでいない拠点もあるため、従業員に対する声掛けを行う等、休暇が取得しやすい企業風土の一層の醸成を図りながら計画的な有給休暇取得を促していく。また、2024 年度から夏季特別休暇を導入、年間休日も 107 日から 110 日へと 3 日間増やしている。

さらに、業務効率化にも取り組み、残業時間を削減する。LP ガス部門では、ガスメーターを通信機能付きのスマートメーターに切り替えて検針業務の自動化を進めているほか、SS 部門では、会員クレジットカードの推進や電子決済機器の導入で利用客のキャッシュレス決済比率を高め、精算の事務処理を減らす。このような取組みによって、2017 年には月 4 時間ほどあった平均残業時間を月 1 時間以下に抑制している。今後は、日報や業務報告書のデジタル化を進める等の業務プロセス改善によって更なる残業時間削減を実現するとともに、組織全体で円滑な情報共有を図ることで営業力の向上にも繋げていく。

このほか、従業員への負担が大きい夜間の保安監視や一部のボンベ配送作業等を外部委託するほか、ボンベ設置時に使用する運搬器具をアルミ製にして軽量化を図ることで、肉体的な疲労についても軽減する。

（５）充実した福利厚生制度

同社は、2023 年度末頃から全拠点で「OFFICE DE YASAI」（オフィスで野菜）を導入し、従業員が手軽に健康的な食事を摂れる環境を整えた。この福利厚生制度は、株式会社 KOMPEITO が展開するサービスで、会社がサービスの利用料金を支払うことで、従業員は会社に設置された専用の冷蔵庫や冷凍庫から、サラダや総菜等の食品を 1 品 100 円で購入できるものである。この栄養バランスの摂れた「置き社食」は、多くの従業員が利用しており、中には昼食としてだけでなく自宅に持ち帰り利用する従業員もいる。偏りがちな食生活の改善を通じて、従業員の健康促進を図っている。

従業員の資産形成の支援に関しては、従業員持株制度と確定拠出型年金制度を導入している。特に、従業員持株会制度は、定額の掛金のうち 3 分の 1 を会社が負担するほか、配当金についても年 10%ほど交付される。現金化できるのは原則、退職時となるが、手厚い補助もあってほぼ全ての従業員が加入する。

(6) 従業員のモチベーション向上

同社は、2024 年 4 月から販売インセンティブの付与を開始した。計画目標を達成した部署のうち、目標を上回って活躍した従業員へ応分の利益を還元する。導入にあたっては、事前に期間限定のキャンペーンとして実施し、モチベーション向上施策として有効であったことを確認した上で 2024 年度に制度化した。加えて、今後実施する日報システムのデジタル化に伴い、営業活動の行動プロセスを可視化することで、これまで反映できていなかった各従業員の努力も評価していく。

また、資格取得では、合格時にインセンティブを付与するほか、取得後においても手当を支給する。さらに、法令上、各施設への配置が必要な責任者となる従業員には、これに加えて選任手当を支給し、従業員のモチベーションを高めている。

2-3 社会・経済面での活動

(1) 地域を支えるエネルギーインフラの維持

静岡資材は、地域の事業者や住民が求めるエネルギーを提供し、事業活動や住民生活を支えてきた。そのため、エネルギーに関する商材は A 重油や軽油といった産業用の石油製品に加え、工業用の潤滑油、家庭用灯油、自動車燃料、LP ガス等と多岐にわたる。

静岡県は工業が盛んで、工業炉やボイラー設備等に使用される A 重油やガスといった産業用燃料の需要が高い。高出力が求められるため電気では代替しにくく、同社は山間地や郊外といった地域へ安定的に供給し、産業を支えている。

また、LP ガスにおいては、静岡市の家庭を中心に、約 8,000 戸へと供給する。都市ガスの導管が通っていない地域においては、欠かせないエネルギー源であるほか、災害発生時でもボンベから供給可能で、自治体や地域企業のレジリエンスを高める役割を担うものでもある。

自動車用燃料の販売では、モータリゼーション後の需要の高まりから、ガソリンや軽油の販売に着手し、地域の事業者や住民の要望に応えてきた。地域にとって欠かせない燃料であるが、人口減による自動車ユーザーの減少や、自動車の低燃費化及び電動化で消費量が減っており、事業環境は厳しさを増している。そうした状況下、同社は、いち早くセルフ式スタンドに転換するほか、キャッシュレス決済比率を向上させる等、運営を合理化してきたことで現在でも 3 店舗運営することで、地域住民の生活の足に不可欠なガソリンの提供を続けている。加えて、災害時に備えて 3 店舗全てに発電設備や給水設備を設置するほか、緊急車両への優先給油を行う「災害対応型給油所」として整備されており、地域住民にとって重要な拠点となっている。



災害対応型給油所として整備されている藤枝志太 SS

資料：同社提供資料

2-4 経済面での活動

(1) 時代の変化に適応する事業展開

静岡県の地場産業である茶業へ木炭や石炭、コークス等の茶用燃料を供給することから始まった静岡資材だが、時代のニーズに合わせて事業を展開してきた。機械技術の発達に伴い、使用される燃料が重油やガス等の石油製品になると、同社もそれに対応して取り扱いを開始、次第に取引先の業界も広がり、静岡県の事業者を支えてきた。ただし、こうした燃料は消費時に炭素を排出してしまうことから、近年、新たなエネルギー源・燃料への代替が求められている。同社では、再生可能エネルギーを創出する太陽光発電事業に取り組むとともに、仕入れ先である元売会社の方針に賛同し、事業環境が整えば CO₂フリー水素やカーボンニュートラル燃料等にも対応していく方針である。

SS でも時代に適応した店舗運営を行う。1998 年の消防法改正により、セルフ式スタンドの運営が可能となったが、同社は 2000 年と早期から転換し始めた。当時の日本は、まだ普及が進んでいなかったため、手法を学ぶためアメリカの先行事例を視察し、ノウハウを獲得して転換を進めた。今後においては、元売会社と連携し、充電ステーションや水素ステーションといった新たな形態の店舗運営も検討していく方針である。

2024 年 8 月には、焼津市の有限会社清港管理設備センターをグループ化、水回り工事のサービスに応えられる企業となった。同社は、浄化槽の保守点検を始め、水回り設備の交換、トイレや浴室のリフォームを得意とし、一般家庭向けにも LP ガスを配送する静岡資材と相乗効果を生むことができる。今後は、これまで取り組んできた事業である LP ガス供給や住宅設備工事、ENEMIX での太陽光パネル設置等と一体的な提案を行い、利便性向上やコスト削減等の顧客メリットを示すことで、事業継続性を向上させていく。



資料：有限会社清港管理設備センターHPより引用

2. 包括的分析

3-1 UNEP FI のコーポレートインパクト分析ツールを用いた分析

「UNEP FI コーポレートインパクト分析ツール」を用いて、静岡資材の石油製品販売事業等を中心に、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「エネルギー」、「移動手段」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」、「気候の安定性」、「大気」が、ネガティブ・インパクトとして「健康および安全性」、「水」、「社会的保護」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」が抽出された。

3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定

静岡資材の個別要因を加味して、同社のインパクトエリア/トピックを特定した。その結果、同社のサステナビリティ活動に関連のあるポジティブ・インパクトとして「自然災害」、「教育」、「セクターの多様性」を、ネガティブ・インパクトとして「自然災害」、「年齢差別」、「その他の社会的弱者」を追加した。一方で、ネガティブ・インパクトのうち、太陽光発電設備の設置や稼働、用地選定において水の供給を滞らせる環境破壊がないことから「水」を、同じく太陽光発電設備の設置や稼働、用地選定で生態系に影響を及ぼす環境破壊がないことと、石油製品輸送時に生態系を破壊する輸送をしていないことから「生物種」と「生息地」を削除した。

＜特定されたインパクトエリア/トピック＞

インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	分析ツールにより抽出された インパクトエリア/トピック		個別要因を加味した インパクトエリア/トピック		
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	
社会	人格と人の安全保障	紛争					
		現代奴隷					
		児童労働					
		データプライバシー					
		自然災害			●	●	
	健康および安全性	健康および安全性	健康および安全性		●		●
			資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質		●		
			水		●		
			食料				
			エネルギー	●		●	
			住居				
			健康と衛生				
			教育			●	
			移動手段	●		●	
			情報				
			コネクティビティ				
			文化と伝統				
ファイナンス							
生計	雇用	雇用	●		●		
		賃金	●		●		
		社会的保護		●		●	
		ジェンダー平等					
平等と正義	民族・人種平等	民族・人種平等					
		年齢差別				●	
		その他の社会的弱者				●	
		法の支配					
社会経済	市民的自由	市民的自由					
		健全な経済			●		
		セクターの多様性			●		
		零細・中小企業の繁栄	●		●		
自然環境	インフラ	インフラ	●		●		
		経済収束					
		気候の安定性	●	●	●	●	
	生物多様性と生態系	水域	水域		●		●
			大気	●	●	●	●
			土壌		●		●
			生物種		●		●
サーキュラリティ	生息地	生息地		●		●	
		資源強度		●		●	
		廃棄物		●		●	

3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性-

静岡資材のサステナビリティ活動のうち、環境面においては、太陽光発電システムや省エネ設備の普及が、**気候の安定性**（ポジティブの増大）、**大気**（ポジティブの増大）に資する取組みと判断される。また、事業所への太陽光パネル設置や営業車両の低燃費車等への切替えが、**気候の安定性**（ネガティブの低減）、**資源強度**（ネガティブの低減）に、徹底した商品管理及び保守点検が、**水域**（ネガティブの低減）、**大気**（ネガティブの低減）、**土壌**（ネガティブの低減）に、廃棄物の適正処分が、**廃棄物**（ネガティブの低減）への貢献が認められる。

社会面においては、手厚い人材育成や資格取得支援が、**教育**（ポジティブの増大）、**社会的保護**（ネガティブの低減）に、高齢者や障がい者といった多様な人材の活躍が、**雇用**（ポジティブの増大）、**年齢差別**（ネガティブの低減）、**その他の社会的弱者**（ネガティブの低減）に該当する。また、従業員のモチベーションを向上させる取組みが、**賃金**（ポジティブの増大）に、地域住民と従業員の安全を確保する保安活動や迅速な対応を可能とする BCP の策定が、**自然災害**（ネガティブの低減）、**健康および安全性**（ネガティブの低減）への貢献が認められる。さらに、働きやすい職場の整備が、**健康および安全性**（ネガティブの低減）に、充実した福利厚生制度が、**社会的保護**（ネガティブの低減）に資する取組みと判断される。

社会・経済面においては、地域の事業者や住民の生活を支えるエネルギーインフラの維持が、**自然災害**（ポジティブの増大）、**エネルギー**（ポジティブの増大）、**移動手段**（ポジティブの増大）、**零細・中小企業の繁栄**（ポジティブの増大）、**インフラ**（ポジティブの増大）に該当する。

経済面においては、時代の変化に適応する事業展開が、**セクターの多様性**（ポジティブの増大）に資する取組みと判断される。



3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法




「UNEP FI のコーポレートインパクト評価ツール」を用いたインパクト分析結果を参考に、静岡資材のサステナビリティに関する活動を同社の HP、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境や地域特性などを勘案し、同社が環境・社会・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、同社の活動が、対象とするエリアやサプライチェーンにおける環境・社会・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動を、インパクトエリア/トピックとして特定した。

3. KPI の設定



特定されたインパクトエリア/トピックのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、静岡資材の経営の持続可能性を高める項目について、以下の通り KPI が設定された。なお、モニタリング期間内に KPI の設定年が到来するものは、その年において再度 KPI を設定し、測定していく。


4-1 環境面


インパクトエリア/トピック	気候の安定性（ポジティブの増大）
テーマ	太陽光発電システム及び省エネ設備の普及拡大
取組内容	産業用太陽光発電の運用による再生可能エネルギーの供給、共同購入事業や PPA 契約等による家庭用太陽光発電システムの普及、省エネ設備の販売促進
SDGs との関連性	7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 
	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 
KPI（指標と目標）	① 2031 年までに、PPA 契約先数を計 300 先まで増加させる

インパクトエリア/トピック	気候の安定性（ネガティブの低減） 資源強度（ネガティブの低減）
テーマ	自社の事業活動における環境負荷の低減
取組内容	事業所への太陽光パネル設置及び自家消費、営業車両のハイブリッド車及び電気自動車への順次切替
SDGs との関連性	7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 
	12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 
	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 
KPI（指標と目標）	2024 年までに、GHG 排出量の算定を開始し可視化に取り組む。算定後は、計画を策定し、GHG 排出量の削減に取り組んでいく ①
	2031 年までに、営業車両を全てハイブリッド車もしくは電気自動車に切り替える ②


4-2 社会面

インパクトエリア/トピック	自然災害（ネガティブの低減） 健康および安全性（ネガティブの低減）
テーマ	地域住民と従業員の安全確保
取組内容	現場への急行を可能とする保安体制、老朽化によるガス漏れを防ぐ設備の定期交換及び使用年数管理、最新の情報を共有する保安に関する勉強会の実施
SDGs との関連性	<p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> 
	<p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p> 
KPI（指標と目標）	① 労働災害の発生をゼロにする
	② 当社が原因となるガス漏れ事故等を引き続き発生させない

インパクトエリア/トピック	教育（ポジティブの増大） 社会的保護（ネガティブの低減）
テーマ	人材育成
取組内容	若手人材への手厚い社内教育、外部セミナーの活用による学習機会の提供、資格取得支援制度の整備
SDGsとの関連性	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 
KPI（指標と目標）	① 2027年までに、従業員がキャリア上、支援を必要とする事項や改善すべき制度を明確にし、課題を洗い出す
	② 2031年までに、昇格・昇進等において必要とされる推奨資格や職務経験、在任期間の目安といった要件を明確にし、キャリアパスを示すとともに、従業員のキャリアプラン作成支援制度を確立する

インパクトエリア/トピック	健康および安全性（ネガティブの低減）
テーマ	働きやすい職場の整備
取組内容	柔軟な勤務時間への対応、業務効率化による労務負担の軽減、有給休暇の取得推進、年間休日の増加
SDGs との関連性	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 
KPI（指標と目標）	① 2025年までに、一層の業務の効率化を図るため、新たな日報システムを導入する
	② 2027年までに、全ての拠点で有給休暇取得率70%以上を達成し、維持していく
	③ 2031年までに、年間休日を120日まで増やす

4-3 経済面

インパクトエリア/トピック	セクターの多様性（ポジティブの増大）
テーマ	時代の変化に適応する事業展開
取組内容	顧客ニーズに対応した事業展開、時代を見定める業態転換、新規事業とのシナジー発揮
SDGs との関連性	<p>6.2 2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。</p> 
	<p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p> 
	<p>11.1 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。</p> 
KPI（指標と目標）	<p>① 2024 年までに、新たに開始した浄化槽等の水回り関連ビジネスと既存事業を組み合わせた事業展開を行う</p>
	<p>② 2029 年までに、同社グループで提供するサービスを複合的に利用する顧客を新たに 1,000 先以上に増やす</p>

4. 地域経済に与える波及効果の測定

静岡資材グループは、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの KPI を達成することによって、3 年後の売上高を 100 億円に、従業員数を 125 人にすることを目標とする。

「平成 27 年静岡県産業連関表」を用いて、静岡県経済に与える波及効果を試算すると、この目標を達成することによって、静岡資材グループは、静岡県経済全体に年間 153 億円の波及効果を与える企業となることが期待される。

5. マネジメント体制

静岡資材では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、佐藤代表取締役社長が陣頭指揮を執り、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動などを棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトレーダーやSDGsとの関連性、KPIの設定について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、佐藤代表取締役社長を委員長、細野取締役管理部長を実行責任者とした、サステナビリティ推進 PT が中心となって展開していく。会社の情報をメールで発信する社内インフォメーションを通じて、社内へ浸透させ、KPI の達成に向けて全従業員が一丸となって活動を実施していく。

委員長	代表取締役社長 佐藤 康
実行責任者	取締役管理部長 細野 勝広
担当部署	管理部

6. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、静岡銀行と静岡資材の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。

静岡銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは静岡銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、静岡銀行と静岡資材が協議の上、再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、静岡経済研究所が、静岡銀行から委託を受けて実施したもので、静岡経済研究所が静岡銀行に対して提出するものです。
2. 静岡経済研究所は、依頼者である静岡銀行及び静岡銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する静岡資材から供与された情報と、静岡経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者及び本件問合せ先>

一般財団法人静岡経済研究所

調査部 研究員 後藤 裕大

〒420-0853

静岡市葵区追手町 1-13 アゴラ静岡 5 階

TEL : 054-250-8750 FAX : 054-250-8770